

空き家所有者のお悩みに対応する

協力事業者募集



四国中央市 空き家 対策

こんなお悩みに対応できる
事業者の方を募集しています



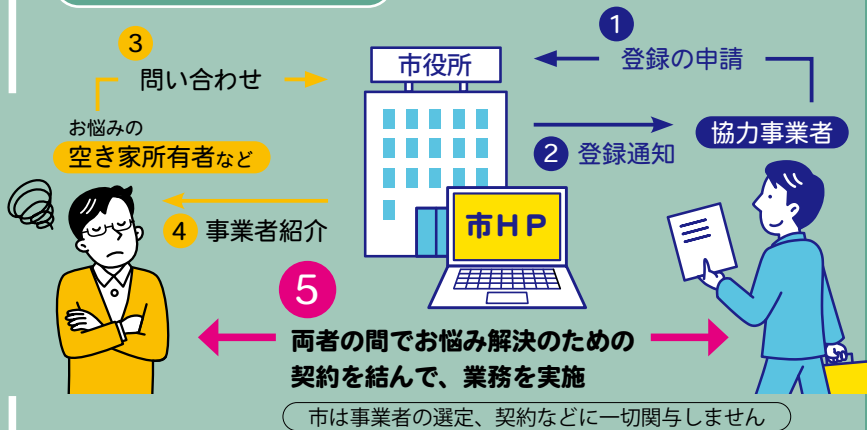
- 空き家活用に関する相談
- 空き家の管理
- 空き家の修繕
- 空き家の解体
- 家財・不用物の片付け
- 敷地内の草刈り・樹木の剪定
- ハチの巣の駆除などの動物への対応
- 相続の総合相談
- 未登記建物や土地境界確認 など



問い合わせ先

建築住宅課 空家等対策室 ☎28-6184

事業イメージ



登録方法

以下の書類を建築住宅課空家等対策室に提出

- 登録申請書
- 誓約書
- 空き家対策に必要な免許を確認できる書類
- 市税などに未納がないことを証明できる書類
- その他市長が必要と認める書類

登録条件

事業者が登録するためには、条件があります

詳しくは、市ホームページをご覧ください



司法書士 相続登記はお済みですか? 相続登記無料相談会

4/1~ 相続した土地や家の登記が義務化

2/19 月 16:00~19:45
川之江ふれあい交流センター



2/21 水 16:00~19:45
三島公民館

問い合わせ先

愛媛県司法書士会四国中央支部 ☎58-2738

相続

登記

利活用

不動産取引

改修・解体

境界確認

etc...

申込方法 電話、ファクス

- 申込用紙は市ホームページからダウンロード可能
- 電話申し込みの方は、後日申込書を提出
- 申し込み多数の場合は、責任抽選とします

詳しくは
市ホームページ



申し込み・問い合わせ先

空き家・空き地問題 無料相談会

1組30分以内・12組限定

3/10 日 9:00~12:00

消防防災センター (中曽根町500番地)
502・503 会議室

申込期間 2/13 (火) ~ 3/1 (金)

あなたのお悩みに
専門家が対応します

空き家・空き地対策連携協力推進会議

- 宅地建物取引士
- 建築士
- 行政書士
- 土地家屋調査士
- 司法書士
- 市職員



建築住宅課 空家等対策室 ☎28-6184 FAX 28-6189